

令和2年度 税制改正のポイント

創業・第二創業の活性化、中小企業の設備投資や 販路開拓、地方創生等に資する税制が実現！

五所川原商工会議所
日本商工会議所

地域におけるイノベーション・創業の促進

1. オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設

- ▶ 事業会社が一定のベンチャー企業に出資した場合、その出資額の**25%を所得控除**する税制措置を創設（適用期限2年間）

<出資を行う企業要件>

- ① **国内事業会社** 又は
- ② **国内事業会社によるCVC**
- ※ 事業会社又はその子会社が運営し、持ち分の過半数以上を所有するファンド等

<出資を受けるベンチャー企業要件>

- ① **新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場**ベンチャー企業（新設除く）
- ② **出資を行う企業又は他の企業のグループに属さない**ベンチャー企業



<行為要件>

- ① **1件あたり1億円以上**の大規模出資 / **中小企業からの出資は1,000万円以上**（海外ベンチャー企業への出資は5億円以上）
- ② 株主間の株式売買ではなく、**ベンチャー企業に新たに資金が供給される出資**（発行済株式の取得は対象外）
- ③ **1件あたり25億円かつ1社あたり年間125億円**が所得控除上限
- ④ **一定期間（5年間）の株式保有**

2. エンジェル税制(個人投資家からのスタートアップ投資減税)の拡充

- ▶ 対象企業の設立期間要件を「3年未満」→「5年未満」に拡充
- ▶ 株式投資型クラウドファンディング事業者を認定対象に追加し、クラウドファンディング事業者を通じた投資の利便性が向上

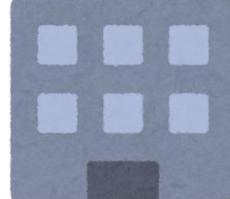
認定クラウドファンディング事業者を通じた投資の利便性が向上

(個人)



投資

(ベンチャー企業)



- ・優遇措置Aの対象企業要件を「3年未満」⇒「**5年未満**」に拡充
- ・認定クラウドファンディング事業者を通じた投資については、要件確認が簡素化

※優遇措置A:

対象企業への「投資額-2,000円」を、その年の総所得金額から控除

3. 5G投資促進税制の創設(2年間)

- ▶ 信頼できるベンダーの育成を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行うため、5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設

安全で信頼できる5Gシステム導入計画を主務大臣が認定⇒**税制上の支援措置**



課税の特例の内容

【法人税・所得税】

対象事業者	対象設備	税額控除	特別償却
全国キャリア	無線設備 等	15%	30%
ローカル5G免許人	無線設備 交換設備 伝送路設備 等	15%	30%

【固定資産税】(ローカル5G事業者に限る)
・3年間、課税標準を1/2とする

設備投資・販路開拓等を通じた生産性の向上

1. 少額減価償却資産(30万円未満)の損金算入特例の延長(2年間)

<適用要件の見直し>

- ・連結納税制度適用事業者を除外
- ・従業員要件を「1,000人以下」→「500人以下」へ引下げ



2. 交際費800万円までの全額損金算入等の特例の延長(2年間)

<適用要件の見直し>

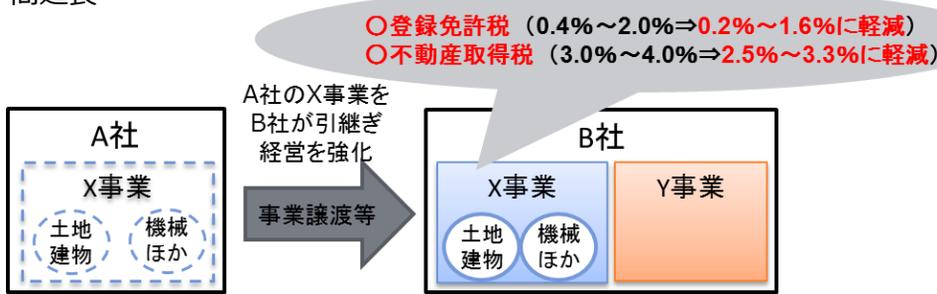
- ・「接待飲食費の50%の損金算入措置」は、資本金100億円超の法人は適用除外



事業承継の円滑化に資する税制

中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長(2年間)

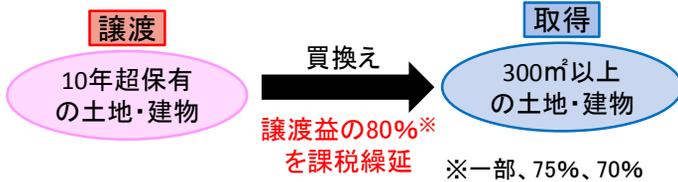
- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を2年間延長



地域経済の活性化に資する税制措置

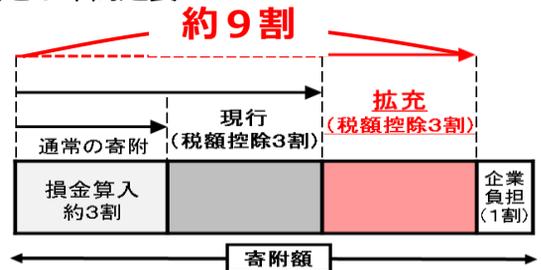
1. 特定の事業用資産の買換え特性の延長(3年間)

- 長期保有(10年以上)の土地等を譲渡し、事業用資産(買換資産)を取得した場合の課税の繰延べ措置(繰延べ率80%他)を3年間延長



2. 企業版ふるさと納税の延長(5年間)・拡充

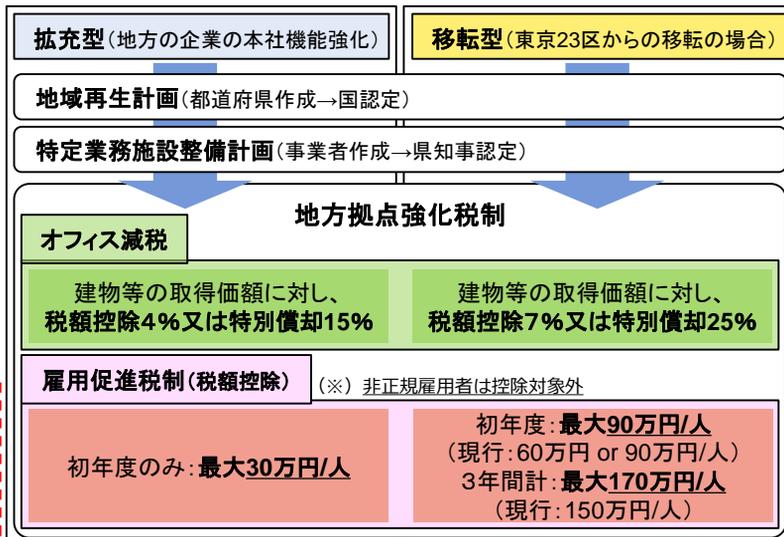
- 税額控除割合を現行3割→6割へ拡充、適用期限を5年間延長



3. 地方拠点強化税制の延長(2年間)・拡充

- 本社機能の地方への移転、地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置

- 設備投資減税(オフィス減税)
→ 建物等を取得した場合に、法人税の減税措置を受けることができる
- 雇用促進税制
→ 新たに従業員を雇い入れた場合等に、法人税の減税措置を受けることができる



- 適用期限を2年間延長
- 雇用促進税制(移転型)の税額控除の拡充
- 雇用促進税制(拡充型・移転型)の要件緩和(企業全体の給与額の前年度比増加要件の廃止等)

納税環境の整備

1. 連結納税制度の見直し

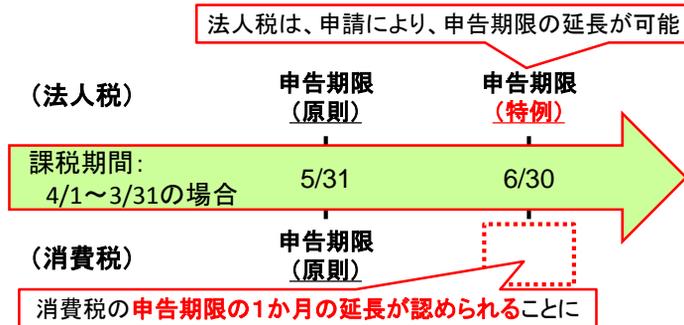
- 損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、各法人が個別に申告を行う「グループ通算制度」に移行



※2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用 個別申告方式への見直し

2. 消費税の申告期限の延長の特例の創設

- 納税申告に係る事務負担を軽減するため、法人税と同様に、消費税の申告期限の延長(1か月)の特例が創設



※2021年3月31日以前に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用